

岡山県公報		目次	
		発行 岡山県	
〇 指定居宅サービスの事業の廃止 〇 〃 〇 指定障害福祉サービス事業者の指定 〇 〃 〇 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動の禁止の廃止 〇 〃 〇 道路の区域変更 〇 〃 〇 道路の供用開始 〇 〃 〇 公共測量の実施 〇 〃 〇 公共測量の終了 〇 〃 〇 道路の位置の指定		〇 指導監査室 〇 〃 〇 〃 〇 畜産課 〇 〃 〇 道路整備課 〇 〃 〇 監理課 〇 〃 〇 建築指導課	
担当課（室）		担当課（室）	

令和3年1月8日 岡山県公報 第12258号

◎岡山県告示第七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所二四五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所二四五番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年十二月二十四日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八三四

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定通所介護事業所 まごころ

2 所在地

岡山県井原市高屋町一五一一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ケアサービスセンターまごころ

2 所在地

岡山県井原市高屋町一五一一番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年十二月二十四日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇六五四

五 サービスの種類

通所介護

令和3年1月8日 岡山県公報 第12258号

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム結

2 所在地

和気郡和気町日笠下六八九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社結の家

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下五八六番地

三 指定年月日

令和三年一月一日

四 事業所番号

三三二二三〇〇〇三三

五 サービスの種類

共同生活援助

令和3年1月8日 岡山県公報 第12258号

◎岡山県告示第十号

令和三年岡山県告示第一号（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動の禁止）は、廃止する。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四八六号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市真備町妹字辻本一四五三番二地先 から 倉敷市真備町妹字辻本一四七二番一地先 まで	新	一三・三〇 二一・〇	四七・二
倉敷市真備町妹字辻本一四五三番二地先 から 倉敷市真備町妹字辻本一四七二番一地先 まで	旧	一三・三〇 一三・五	四七・二

◎岡山県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八六号	倉敷市真備町妹字辻本一四五三番二地先から倉敷市真備町妹字辻本一四七二番一地先まで	令和三年一月八日

〔二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

英田郡西栗倉村坂根	測量区域
公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）	測量の種類
令和三年一月四日から同年三月十五日まで	測量期間

〔二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

早島町	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和二年十二月十六日	終 了 年 月 日

〔一六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県指令美作局 建第六〇一七号 令和二年十二月二 十五日		番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
勝田郡勝央町岡字大池六一二番一				六・〇〇	五五・五五
				六・〇〇	三八・一九

〔二七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日		道 路 の 位 置		道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇三四号 令和二年十二月二 十四日	浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地 五三二六番一、五三二六番一―地 先水路、五三二六番一―地先道			六・〇二	六二・九七
				六・〇二	三〇・四三